

別記様式第1号(第四関係)

まつやまし りとう
松山市里島活性化計画

愛媛県松山市

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 **松山市里島活性化計画**

都道府県名 **愛媛県**

市町村名 **松山市**

地区名(※1) **松山市里島地区**

計画期間(※2) **平成26年度～平成30年度**

目 標 : (※3)

松山市里島地区(島しょ部)の豊かな自然や悠久の歴史に育まれた文化などの魅力ある地域資源を活かし、都市住民との交流の促進により地域活性化を図るとともに定住の促進につなげる。平成24年度における航路利用者数は約564千人であるが、これを平成26年度に570千人に増加させ、平成30年度まで570千人を継続させることを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市里島は、有人9島(興居島、釣島、睦月島、野忽那島、中島、怒和島、津和地島、二神島、安居島)と多数の無人島で構成され、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた島固有の誇れる伝統や文化など、魅力ある地域資源が数多く残っている地域で、全域が瀬戸内海国立公園に指定されている。気候は、温暖・少雨で日照時間の長い、瀬戸内海特有の柑橘栽培に適した気候条件を有している。

主要な産業としては、ミカンなどの柑橘栽培を中心とした農業と漁業の第1次産業で、就業比率は63.7%となっている。

また、人口は、昭和35年に21,942人と2万人を超えていたが、50年後の平成22年には5,998人(高齢化率55.9%)にまで減少し、このまま推移すれば、10年後には人口約4,000人、高齢化率は70%近くまで上昇することが予想されている。

このような中、平成22年度には島しょ部の活性化を目的とした「松山島博覧会」(しまはく)が開催され、各島ごとに創意工夫を凝らした体験メニューを企画し、多くの来島者にあるがままの島の魅力を体感していただいたほか、島びと自らが「活力ある島づくり」に取り組む動機付けにつながった。

現状と課題

島と本土を結ぶ唯一の交通手段である海上交通は、通院や日用品の買い物など他の地域に依存しなければならない島びとにとって、島での生活を支える生命線となっているが、過疎化の進行に伴い旅客輸送数が減少していることや、原油価格の高騰などによる必要経費の増加のほか、使用船舶の老朽化という課題を抱えている。

また、農業は、温暖な気候と急斜面を活用した柑橘栽培が盛んであるが、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化などにより農家経営は厳しい状況にある。漁業については、島周辺は好漁場を有しており一本釣りや刺し網漁が行われているものの、漁獲量の減少や魚価の低迷により、農家と同様に漁家経営も厳しい状況にある。

このような産業の低迷と相まって、若年層から中年層の人口流出が続いており、地域コミュニティの崩壊や無人島化などが危惧されている。

今後の展開方向等(※4)

農林漁業体験施設(クラインガルテン)は全国的に人気があり、本市が独自に調べた全国ニーズ調査では、回答のあった約27千人のうち約1/4が、当該地区での居住体験に興味がある、または、居住体験ができる施設があれば利用してみたいと回答している。一定期間居住体験することで、生活基盤を確立するなど、島への定住に向けた準備が可能となる。また、上記ニーズ調査で要望の多かった病院や買い物のしやすさなどを満たす島に整備することで、施設の高い稼働率が期待できる。

このことから施設整備に加え、「しまはく」で誕生した体験メニューの充実や、平成26年度に開催された瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」(公式HP:

<http://www.shimanowa2014.jp/>)の周知などに取り組むことにより、本市里島地区における都市住民との交流を促進し、地域活性化を図るとともに定住の促進につなげるものである。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
松山市	里島地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農林漁村体験施設)	松山市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
松山市	里島地区	里島ツーリズム推進事業	まつやま里島ツーリズム連絡協議会	無	
松山市	里島地区	興居島活性化事業	松山離島振興協会	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

愛媛県・広島県と関係市町等との連携による瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」の開催(平成26年度)

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

松山市里島地区(愛媛県松山市)	区域面積(※2)	4,487ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域は松山市沖の島しょ部であり、気候は、温暖で雨が少なく日照時間の長い、瀬戸内海特有の柑橘栽培に適した気候条件を有していることから、農業・水産業が主要な産業である。 また、当該地域における第一次産業従事者の割合は63.7%(H22国勢調査)となっている。		
②法第3条第2号関係: 国勢調査人口では、平成17年から平成22年までの5年間で14.5%の減少、加えて高齢化率は49.5%から55.9%まで上昇しており、地域間交流による地域の活性化が重要な地域である。		
③法第3条第3号関係: 都市計画法による市街化区域を含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間終了後の翌年度(平成31年度)の9月末までに本市里島地区において交流人口の増加状況について、航路利用者数及び滞在型農業体験施設の利用実態を調査して評価し、第三者(興居島各町連絡協議会)の意見を聞いた上で公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。